

2023年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験 (民 法)

次の各文章を読んで、後記の第1問及び第2問に答えなさい。

【事実Ⅰ】

1. Aは、20年余り絵画や美術品の購入販売業を営んでいる。Bも、30年近く絵画や美術品の購入販売業を営んでいる。両者は、10年前に美術商として知り合い、その後何度も取引をしてきた。
2. Aは、BがC作の絵画を探していると聞き、Bに電話をかけてC作の絵画が手元にある旨を伝えた。
3. Bは、Aが営む画廊を訪れ、AからC作の絵画甲を見せられたものの、汚れが気になつたため購入を見合わせることにした。

もっとも、Bは、同画廊に飾ってあったD作とされる絵画乙に関心をもつた。Bが乙は確かにDの作品かをAに問うたところ、Aは、Bに対し、「鑑定書はないものの、乙は絵画等の美術品の収集家として名高いEがDの真作であるとして所蔵していたものであり、これまで自分が取り扱ったEの収集品はすべて真作であったから、これも間違いないはずだ。」と述べた。美術商の間で鑑定書のない高額の絵画を売買する場合には専門家の鑑定を経ることが通例であるにもかかわらず、Bは、図柄、筆致等からみてDの真作に違いないと考えたこと、B自身が扱った複数のEの収集品もすべて真作であったことから、専門家の鑑定を経ずに乙を買い受けることにした。

4. 2021年10月6日、AとBは、乙を470万円でAがBに売却する旨の契約(以下「AB間売買契約」という。)を締結した。同月20日、BはAに代金全額を支払い、AはBに乙を引き渡した。

なお、乙は、Dの真作であれば500万円程度の価値があり、贋作であれば2万円程度の価値であるとされている。

【事実Ⅱ】

前記【事実Ⅰ】の1から4までに続いて、以下の事実があった。

5. 2022年6月3日、乙は贋作であることが判明した。もっとも、乙は非常に精巧に作成されており、贋作と見分けることは専門家でも難しく、AとBが真作であると信じたのも無理はなかった。
6. 2022年8月1日、Bが、「AB間売買契約は、乙が贋作だったのだから、効力がない。」と発言し、乙の代金として支払った470万円の返還をAに請求した。

第1問 (配点: 50点)

【事実Ⅰ】及び【事実Ⅱ】(1から6まで)を前提として、次の問(1)及び問(2)

2023年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(民 法)

に答えなさい。

問 (1) (配点: 10 点)

【事実Ⅱ】 6の下線部のBの発言がどのような法的意味をもつかを述べなさい。

問 (2) (配点: 40 点)

【事実Ⅱ】 6のBの請求が認められるかを論じなさい。

【事実Ⅲ】

【事実Ⅰ】(1から4まで)に続いて、以下の事実があった(前記【事実Ⅱ】の5及び6は存在しなかったものとする。)。

7. 居間の装飾品としてよい絵を購入したいと考えていたFは、友人の勧めでBが営む画廊を訪れ、数点の絵画を見て、乙に興味をもった。乙をDの真作と信じていたBは、乙についてAから受けたのと同じ説明をFにした。絵画について素人であるFは、Bの説明を受け、乙をDの真作と信じた。
8. 2021年12月10日、BとFは、乙を500万円でBがFに売却する旨の契約(以下「BF間売買契約」という。)を締結した。同月20日、FはBに代金全額を支払い、BはFに乙を引き渡した。
9. 2022年1月7日、Aは、Bに懇願され、返済期日を同年4月7日として、200万円をBに貸し渡した(以下、AB間のこの契約を「本件消費貸借契約」という。)。
10. Bは、画廊の経営に失敗して無資力となっていたため、2022年4月7日を過ぎても本件消費貸借契約の借入金200万円をAに返還しないままになっている。
11. 2022年6月3日、乙は贋作であることが判明した。もっとも、乙は非常に精巧に作成されており、贋作と見分けることは専門家でも難しく、AとBが真作であると信じたのも無理はなかった。
12. 2022年8月4日、Fは、「BF間売買契約は、乙が贋作だったのだから、効力がない。」と発言して、乙の代金として支払った500万円を返還するようBに催告した。もっとも、Bは無資力の状態にあり、Fはその一部弁済すらBから受けられそうにない。また、Bは、Fに対し、B自身も乙を真作と信じてAから買い受けたことを認めたものの、Aとの関係を大切にしなければ今後の商売に差し障るとして、Aに対して法的措置をとるつもりはないと述べた。

第2問 (配点: 50 点)

【事実Ⅰ】及び【事実Ⅲ】(1から4まで、及び、7から12まで)を前提として、

2023年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(民 法)

次の問（1）及び問（2）に答えなさい。なお、解答に際して、金銭債権について利息及び遅延損害金を考慮する必要はない。

問（1）（配点：10点）

【事実Ⅲ】12の下線部のFの発言が正当と認められる場合、Fは、乙の代金としてBに支払った500万円の全部又は一部を回収するために、Aに対してどのような請求をすることが考えられるかを述べなさい。

問（2）（配点：40点）

Fが問（1）の請求をした場合について、AとFとの間の法律関係を論じなさい。